

平成23年第2回
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成23年6月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24	番	柴 沼	広 君
副議長	14	番	海老澤	勝 君
	1	番	畑 岡 洋	二 君
	2	番	橋 本 良	一 君
	4	番	飯 田 正	憲 君
	5	番	石 田 安	夫 君
	6	番	鹿志村 清	一 君
	7	番	蛭 澤 幸	一 君
	8	番	野 口	圓 君
	9	番	藤 枝	浩 君
	10	番	鈴木 裕	士 君
	11	番	鈴木 貞	夫 君
	12	番	西 山	猛 君
	13	番	石 松 俊	雄 君
	15	番	萩 原 瑞	子 君
	16	番	中 澤	猛 君
	17	番	上 野	登 君
	18	番	横 倉 き	ん 君
	19	番	町 田 征	久 君
	20	番	大 関 久	義 君
	21	番	市 村 博	之 君
	22	番	小 園 江 一	三 君
	23	番	石 崎 勝	三 君

欠席議員

	3	番	小 磯 節	子 君
--	---	---	-------	-----

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	埴栄君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	小森清君
会計管理者	中村章一君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	持丸正美君

出席議会事務局職員

事務局長	前嶋晃司
事務局次長	伊勢山正
次長補佐	長堀久美子
主査	高野一
係長	瀧本新一

議事日程第6号

平成23年6月16日(木曜日)

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第23-7号 家族従業員の人権保障のため「所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」採択についての請願書
- 陳情第23-1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書
- 日程第3 議案第52号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第53号 平成23年度笠間市一般会計補正予算(第3号)

- 議案第54号 平成23年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第55号 平成23年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第56号 平成23年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第4 議案第57号 工事請負契約の締結について（笠間中学校校舎耐震補強及び改修工事）

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 請願第23-7号 家族従業員の人権保障のため「所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」採択についての請願書

陳情第23-1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書

日程第3 議案第52号 市道路線の廃止及び認定について

議案第53号 平成23年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

議案第54号 平成23年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第55号 平成23年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第56号 平成23年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第57号 工事請負契約の締結について（笠間中学校校舎耐震補強及び改修工事）

午前10時00分開議

表彰状の伝達

議長（柴沼 広君） 皆さんおはようございます。

本会議に先立ち、ここで表彰状の伝達を行います。

全国市議会議長会から、横倉さん君に在職10年の表彰状が贈られておりますので、伝達をさせていただきます。

議長（柴沼 広君）

表彰状

笠間市 横倉さん 殿

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第87回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成23年6月15日

全国市議会議長会会長 関谷 博（代読）

〔表彰状授与、拍手〕

開議の宣告

議長（柴沼 広君） ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名であります。本日の欠席議員は、3番小磯節子君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員は、お手元に配付した資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番藤枝 浩君、10番鈴木裕士君を指名いたします。

請願第23 - 7号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」採択についての請願書

陳情第23 - 1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書

議長（柴沼 広君） 日程第2、請願第23 - 7号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての請願書及び陳情第23 - 1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書を一括議題といたします。

まず、付託委員会の総務委員会及び文教厚生委員会の委員長から審査の経過及び結果について報告を願います。

初めに、総務委員会委員長蛭澤幸一君。

〔総務委員長 蛭澤幸一君登壇〕

総務委員長（蛭澤幸一君） 今期市議会定例会において、総務委員会に付託されました請願について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

当委員会は、6月7日に委員会を開催し、請願第23-7号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」採択についての請願書の審査を行いました。

審査の過程では、所得税法の内容を踏まえ慎重な検討が必要、請願者である商工会の趣旨が青色申告を推進していることに矛盾しているなど、請願に反対の意見が多く出されました。

また、同内容の請願が平成22年第1回定例会において不採択となっており、1年間で情勢の変化が見られないとの意見も出され、採決の結果、反対多数により当請願を不採択すべきものといいたしました。

議員各位におかれましても、趣旨をご理解の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

議長（柴沼 広君） 次に、文教厚生委員会委員長石松俊雄君。

〔文教厚生委員長 石松俊雄君登壇〕

文教厚生委員長（石松俊雄君） ただいまの議長の命に従い、今期市議会定例会において文教厚生委員会に付託にされました陳情について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

当委員会は、6月8日に委員会を開催し、陳情第23-1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書の審査を行いました。

当陳情につきましては、ILO条約が批准されていないことや、医師も急にふやせない、今回の震災等先にやるべきことがある、さらには財源の問題があるなど、不採択の意見が多数出され、採決の結果、反対多数により不採択にすべきものといいたしました。

議員各位におかれましても、趣旨をご理解の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

議長（柴沼 広君） 各委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。。

11番鈴木貞夫君。

〔11番 鈴木貞夫君登壇〕

11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。請願第23-7号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」に対する請願の採択を求め、賛成の討論を行います。

以前に、本会議に同趣旨の請願が提出され、不採択となった経過はあります。しかし、配偶者とその家族が事業に従事しても、対価の支払いを必要経費に算入しないとする所得

税法第56条は、働く人の人権を無視、実態にそぐわないものであります。自営小規模業者の家族に大きな負担となっています。

日本の中小企業は全事業所の90%を占め、その多くが自営小規模業者です。そして、その地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献しております。しかし、長期不況の中で、業者夫人は、営業や家事、育児、介護と休む間もなく働いているのが現実です。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円です。息子などの家族従業者は、わずか50万円の控除が所得とみなされるため、経済的にも社会的にも自立できません。

このことは、笠間市の基幹産業での後継者を育成する上でも足かせになって、後継者不足に拍車をかけているのが現実です。

所得税法第56条は、日本国憲法の法の下での平等、両性の平等、財産権などを侵すものです。税法上では、青色申告すれば給料を経費にすることはできますが、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体に矛盾があり、基本的人権を侵害しております。

明治時代の家父長制度そのままに、人格や労働を認めない人権侵害の法律が現在も業者夫人を苦しめており、ドイツ、フランス、アメリカなど主要国では自家労賃を必要経費としている中で、日本だけが世界の進歩から立ちおくれている現実があります。

商工業と自営業の多い笠間市で、特に家族労働者は事業の重要な担い手です。全国でも既に322自治体が所得税法第56条廃止を求める意見書を国に提出しております。

県内では、つくばみらい市が意見書を採択し、ほかの市町村でも、今、審議を進めているところです。

趣旨をご理解の上、議員諸兄の賛同をお願いし、私の討論といたします。ありがとうございました。

議長（柴沼 広君） 4番 飯田正憲君。

〔4番 飯田正憲君登壇〕

4番（飯田正憲君） 4番、市政会の飯田でございます。市政会を代表して、請願第23-7号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」採択についての請願に反対の立場から討論いたします。

この請願は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」を廃止するように、国に意見書を提出してほしいというものであります。以下、三つの理由でこの請願に反対します。

一つ目は、第56条は、租税回避防止の観点から設けられたものであり、第57条で、事業に専従する親族に対する報酬に限って、要件を満たした場合に必要経費の算入を認めています。第56条の目的と、第57条の関係を踏まえて、もっと慎重な検討が必要ではないかと思えます。よって、すぐに廃止とすべきという意見には賛成できません。

二つ目には、現在、商工会では青色申告を進めています。第56条を廃止した場合、面倒

な記帳義務のある青色申告は、やりたくない、やめたいという人が出てきます。また、第56条を廃止しても、賃金を受け取る家族は所得税の申告をしなければなりません。結局、青色申告をすることになります。第56条だけを廃止しても意味がありません。

三つ目には、家族に支払った給与も必要経費として扱うことになれば、税金を納める際に特典が認められるということにつながり、税負担の公平性、申告義務の公正、透明性を図ることができません。

以上の理由から、請願第23 - 7号には反対であります。

議員各位におかれましても、ぜひこの趣旨をご理解いただき、請願に反対されますようお願い申し上げます、反対討論を終わらせていただきます。

議長（柴沼 広君） 18番横倉さん君。

〔18番 横倉さん君登壇〕

18番（横倉さん君） 日本共産党の横倉さんです。陳情第23 - 1の大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書に、賛成の立場で討論を行います。

日本の医療は、長い間にわたって社会保障費抑制政策のもとで、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきました。医療の現場は、長時間過密労働に加え、医療技術の進歩や医療の安全への期待の高まりなどで医師、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く、深刻な人手不足になっています。都市部以外の地域では、医療崩壊と言われるほど医者が不足し、診療科や病院の閉鎖が相次ぎ、小児科や産科もなくなり、お産もできない地域もふえています。

医療現場の実態は、かつてなく過酷になっており、さらに東日本大震災が医療崩壊の最も激しい東北地域を中心に起き、医療体制の立て直しに非常に大きな課題を残しています。

茨城は、人口当たりの医師、看護師数が全国最下位のレベルの県であり、他の病院での連携や職員の懸命な努力で医療が行われている現状を改善させなくてはなりません。看護師などの夜勤交代制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅にふやして、安全、安心の医療・介護を実現することが大切です。医療、社会保障予算をふやし、国民が安心して暮らせる制度が求められます。

以上の趣旨から、看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療、看護、介護の拡充を図るために、国や茨城県に対する陳情項目1、ILO看護職員条約に基づき、看護師などの夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間、勤務間隔を12時間以上とすること、2、医療、社会保障予算を先進国並みにふやし、医師、看護師、介護職員などを大幅にふやすこと、3、国民、患者、医療者の負担を減らし、安全、安心の医療・介護を実現すること。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、討論を終わります。

議長（柴沼 広君） 2番橋本良一君。

〔2番 橋本良一君登壇〕

2番（橋本良一君） 2番、市政会の橋本です。市政会を代表し、陳情第23 - 1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書に対して、反対の立場から討論いたします。

まず、陳情項目1に「ILO介護職員条約に基づき」と書かれていますが、日本政府はこの条約を批准しておりません。まず、国に批准を求めることが必要ではないでしょうか。

次に、陳情項目2の医療、社会保障予算を先進国OECD並みにふやして、医師、看護師、介護職員等を大幅にふやすということですが、医師、看護師、介護職員等をふやすことについては異議ありませんが、OECD並みの予算というと、医療だけでも、OECD平均にするには約4兆円、ドイツやフランス並みにするには約8兆円以上の予算が必要です。その財源はどうするのでしょうか。

また、世界各国の医療の中身を見ると、日本はこれまでCTやMRIといった医療装置などの資本に医療費を投入してきたのに対し、ヨーロッパを初めとする先進諸国は資本よりも労働力に医療費を投資してきたという側面があります。

例えば人口100万人当たりのCTの台数は、先進国のアメリカでさえ33.9台、その後の先進国がおおむね10台前後に対して、日本は92.6台という数字から見ても明らかであります。ただ予算をOECD並みに上げるというのではなく、日本も医療の資本投資を抑えて、労働力の投資へシフトするという方法で、医師、看護師等をふやすということが必要ではないでしょうか。

陳情項目2で、予算は先進国並みにふやせとありますが、その一方、陳情項目3で、患者、利用者の負担を減らせと書いてありますが、財源はどうするのでしょうか。どこにも述べておりません。早急に必要なのは、陳情書に書いてあることではなく、税金を含めた社会保障制度の構造改革をするに、持続可能な社会保障体系の整備とその財源をどう確保していくかという議論ではないでしょうか。

最後に、労働時間の改善は、人材不足の解消の一つの方法ではありますが、陳情の中に書いてあるように、離職者が多いということが人手不足の大きな原因でもあります。よって、労働時間の改善ではなく、保育所の整備など環境の改善も必要です。また、出産、育児などで離職した潜在的な看護師も多く、こうした人たちの再就業も進めていかなければなりません。さらに、看護師を増員するための養成機関の充実も必要です。また、労働時間のみを踏まえたこの陳情には反対です。

以上、陳情第23 - 1号に反対の意見を述べ、議員各位におかれましても、趣旨をご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、反対討論といたします。

議長（柴沼 広君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、請願第23 - 7号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」採択についての請願書を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（柴沼 広君） 起立多数です。よって、本件は不採択することに決定いたしました。

次に、陳情第23 - 1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（柴沼 広君） 起立多数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議案第52号 市道路線の廃止及び認定について

議案第53号 平成23年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

議案第54号 平成23年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第55号 平成23年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第56号 平成23年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

議長（柴沼 広君） 日程第3、議案第52号 市道路線の廃止及び認定についてないし議案第56号 平成23年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）についての5件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会の委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長より報告願います。

委員長 蛭澤幸一君。

〔総務委員長 蛭澤幸一君登壇〕

総務委員長（蛭澤幸一君） 今期市議会定例会において、総務委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

当委員会は、6月7日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第53号 平成23年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、市長公室及び総務部所管分について審査を行いました。審査の過程での主な質疑、意見等を申し上げます。

市長公室所管では、広告料について、掲載の内容及び掲載媒体について、総務部所管では、笠間支所と教育委員会の机、いす等の備品購入に伴う現在の備品の取り扱いについて

などの質疑がありました。

審査の結果、総務委員会に付託になりました議案につきましては、すべて全会一致により原案のとおり可決いたしました。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

議長（柴沼 広君） 次に、文教厚生委員会委員長より報告願います。

委員長石松俊雄君。

〔文教厚生委員長 石松俊雄君登壇〕

文教厚生委員長（石松俊雄君） ただいまの議長の命に従いまして、今期市議会定例会において、文教厚生委員会に付託になりました議案審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

当委員会は、6月8日、執行部より関係課長等の出席を求め、議案第53号 平成23年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、教育委員会、市民生活部、福祉部所管について審査を行いました。

審査の過程では、学務課の備品購入費の内容、図書館の臨時職員賃金の人数、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料、合気道場被災支援事業補助金、遺族連合会補助金の内容等についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会に付託になりました議案については、すべて全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

議長（柴沼 広君） 次に、産業経済委員会委員長より報告願います。

委員長野口 圓君。

〔産業経済委員長 野口 圓君登壇〕

産業経済委員長（野口 圓君） 今期市議会定例会におきまして、産業経済委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

当委員会は、6月8日、執行部より関係部課長等の出席を求め、産業経済部所管の一般会計補正予算の審査を行いました。

当委員会で審査を行ったものは、震災により延期や中止になった事業に伴う予算の減額、また、計画停電に伴う農業集落排水事業への繰出金、地域産品消費促進アドバイザーや菊栽培所にかかわる人件費などであります。

審査の過程では、地域産品消費促進アドバイザーの職務内容について質疑がありました。

審査の結果、付託になりました議案は、すべて全会一致により原案のとおり可決いたしました。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

議長（柴沼 広君） 次に、土木建設委員会副委員長より報告願います。

副委員長鈴木裕士君。

〔土木建設副委員長 鈴木裕士君登壇〕

土木建設副委員長（鈴木裕士君） 今期市議会定例会において、土木建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

当委員会は、6月7日、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託になりました議案についての審査を行いました。審査の過程での主な質疑、意見等及び審査結果についてご報告申し上げます。

議案第52号 市道路線の廃止及び認定については、開発行為に伴う道路の帰属などについての質疑や意見がありました。

議案第53号 平成23年度笠間市一般会計補正予算（第3号）では、自由通路建設に使用する鋼材の被害や、岩間駅周辺整備事業の今後の予定などの質疑や意見がありました。

議案第54号、第55号の公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計の補正予算では、現在の仮復旧工事の状況、今後の復旧工事の進め方などの質疑や意見がありました。

議案第56号、水道事業会計補正予算（第3号）では、震災による愛宕山中腹にある中継タンクの状況、非常時にタンク内の水を確保するための緊急遮断弁装置の必要性などの質疑や意見がありました。

審査の結果、当委員会に付託された全議案について、全会一致により原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

議長（柴沼 広君） 以上で、各常任委員会の報告が終わりました。

これより委員長並びに副委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終わります。

これより1件ごとに採決をいたします。

まず、議案第52号 市道路線の廃止及び認定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成23年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成23年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成23年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成23年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号 工事請負契約の締結について（笠間中学校校舎耐震補強及び改修工事）

議長（柴沼 広君） 次に、日程第4、議案第57号 工事請負契約の締結について（笠間中学校校舎耐震補強及び改修工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第57号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げ

ます。

本案は、笠間中学校校舎耐震補強及び改修工事の請負契約について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、都市建設部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第57号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、笠間中学校校舎耐震補強及び改修工事でございます。

工事の概要としましては、耐震診断結果に基づき、校舎の耐震補強と合わせて外壁の補修、塗装などの改修工事を行うものでございます。

次に、契約の方法でございますが、6月3日に一般競争入札を行った結果、6月13日に仮契約を締結したところでございます。契約金額は1億9,383万円、うち消費税が923万円でございます。

契約の相手方は、下妻市小野子町2丁目58番地、佐田建設株式会社茨城支店、支店長織田澤 薫でございます。

なお、工期につきましては、議決の翌日から平成24年2月10日まででございます。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号 工事請負契約の締結について（笠間中学校校舎耐震補強及び改修工事）を、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程はすべて終了し、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これにて平成23年第2回笠間市議会定例会を閉会といたします。

長い間ご苦労さまでした。

午前10時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署名議員 藤 枝 浩

署名議員 鈴 木 裕 士